

調 停 条 項

1. 被申請人B、C及びD（以下「被申請人ら」という。）は、調停成立の日以後、〇〇市〇丁目〇番〇の土地（以下「本件土地」という。）で、原則として農薬及び除草剤（以下「農薬等」という。）を使用しない。
2. 上記1.の原則の例外となるのは、周辺地域全体における病虫害の大量発生により特に必要がある場合や市等の公的機関から病虫害の駆除等のため農薬等の使用の指導があった場合等の已むを得ない事情がある場合とする。単に病虫害の駆除や除草に手間や費用がかかる等の個人的な事情による場合は、この例外に当たらないものとする。
3. 上記2.の例外的な事情がある場合には、被申請人らは、農薬等の使用開始の1週間前までに、例外的な事情の存在についての説明、使用しようとする農薬等の名称、成分、使用量、使用日時、使用方法等を記載した農薬等の使用計画を文書で申請人Aに通知しなければならない。
4. 申請人が、本件土地で調停成立の日以後に被申請人らが上記2.の例外的な事情がないにもかかわらず農薬等の使用を行ったと認めるときは、申請人は、事前に被申請人らに通知した上で、申請人の負担において、本件土地の土壤及び作物から必要最小限度の検査試料を得て農薬等の使用の有無に関する検査を行うことができ、被申請人らは、これに協力するものとする。
5. 申請人は、本件責任裁定申請の日（平成17年3月22日）より前に被申請人らの行った農薬等の使用に関して、損害賠償請求を行わない。
6. 上記1.から4.までの事項について、申請人及び被申請人らの間に争いが生じた場合は、当事者は、公害等調整委員会に対し、義務履行勧告手続において、必要な調査を行い、当該事項の履行に関する勧告を行うよう申し出ることができる。
7. 申請人及び被申請人らは、今後、相互に協力して良好な近隣関係を維持するものとする。

以 上